

西脇市立楠丘小学校いじめ防止基本方針

西脇市立楠丘小学校

1 学校の方針

本校は、いじめ等を許さない、人権文化に満ちあふれた学校。

2 基本的な考え方

本校は、縦割り班活動等をはじめとし、人間的なふれあいを通して心の絆を深め、健康でたくましく、しなやかな心を持ち、自分も相手も大切にできる子どもを育てる。

3 いじめ防止等の指導體制・組織的対応等

(1) 日常の指導體制

いじめ防止等に関する措置を実行的に行うため、管理職を含む複数教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生活指導體制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

**別紙1** 校内指導體制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のための生活アンケートを別に定める。

**別紙2** 生活アンケート

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じていじめ防止に資する多様な取組を系統的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめ防止のための取組、早期発見の在り方など、年間の指導計画を別に定める。

**別紙3** 年間指導計画

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめ解決に向けた組織対応を別に定める。

**別紙4** 組織対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受けている児童の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」の「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられていて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

## (2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、教育委員会に報告するとともに、校長のリーダーシップの下、学校が主体となって、いじめ対策委員会に弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）を加えた組織で調査し、事態の解決を図る。

なお、事案によっては、市が設置する重大事態のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

## 5 その他の事項

地域に開かれた学校、信頼される学校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校ホームページ・学校便り等で公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、学年懇談会、三者懇談会、家庭訪問等あらゆる機会を利用して、保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等の実効性の高い取り組みを実践するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「生活力育成委員会（含いじめ問題対策委員会）」を中心に検討し、必要に応じて見直す。学校基本方針の見直しに際しては、学校全体でいじめ防止等に取り組む観点から児童の意見を取り入れるなど、いじめ防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるよう、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

校内指導体制及び関係機関

《いじめ問題対策委員会》

<構成員>

校長、教頭、生活指導担当教諭、児童支援担当教諭、養護教諭  
関係教職員（担任、不登校児童生徒支援員）、スクールカウンセラー  
スクールソーシャルワーカー

<役割>

- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成
- ・ 校内研修会の企画
- ・ 実態把握や情報収集を目的とした取組
- ・ いじめが生じたときの組織的な対応
- ・ いじめ事案の事実関係の調査母体
- ・ 保護者や地域への情報提供
- ・ いじめ防止等についての取組の検証、改善

校内組織

- ・ 生活力育成委員会
- ・ 教育支援委員会
- ・ 特別活動委員会
- ・ 学校教育改革推進委員会
- ・ 研究推進委員会

保護者・地域との連携

- ・ 学校評議員会
- ・ 学校保健委員会
- ・ 中学校区子ども健全育成会議
- ・ PTA 生活指導部会
- ・ 地区懇談会

等

関係機関との連携

- ・ 警察
- ・ 青少年センター
- ・ 学校教育課
- ・ こども福祉課
- ・ 学校支援チーム 等

(別紙2)

せいかつ

生活アンケート ( )月( )日

( )年( )組( )番 名前( )

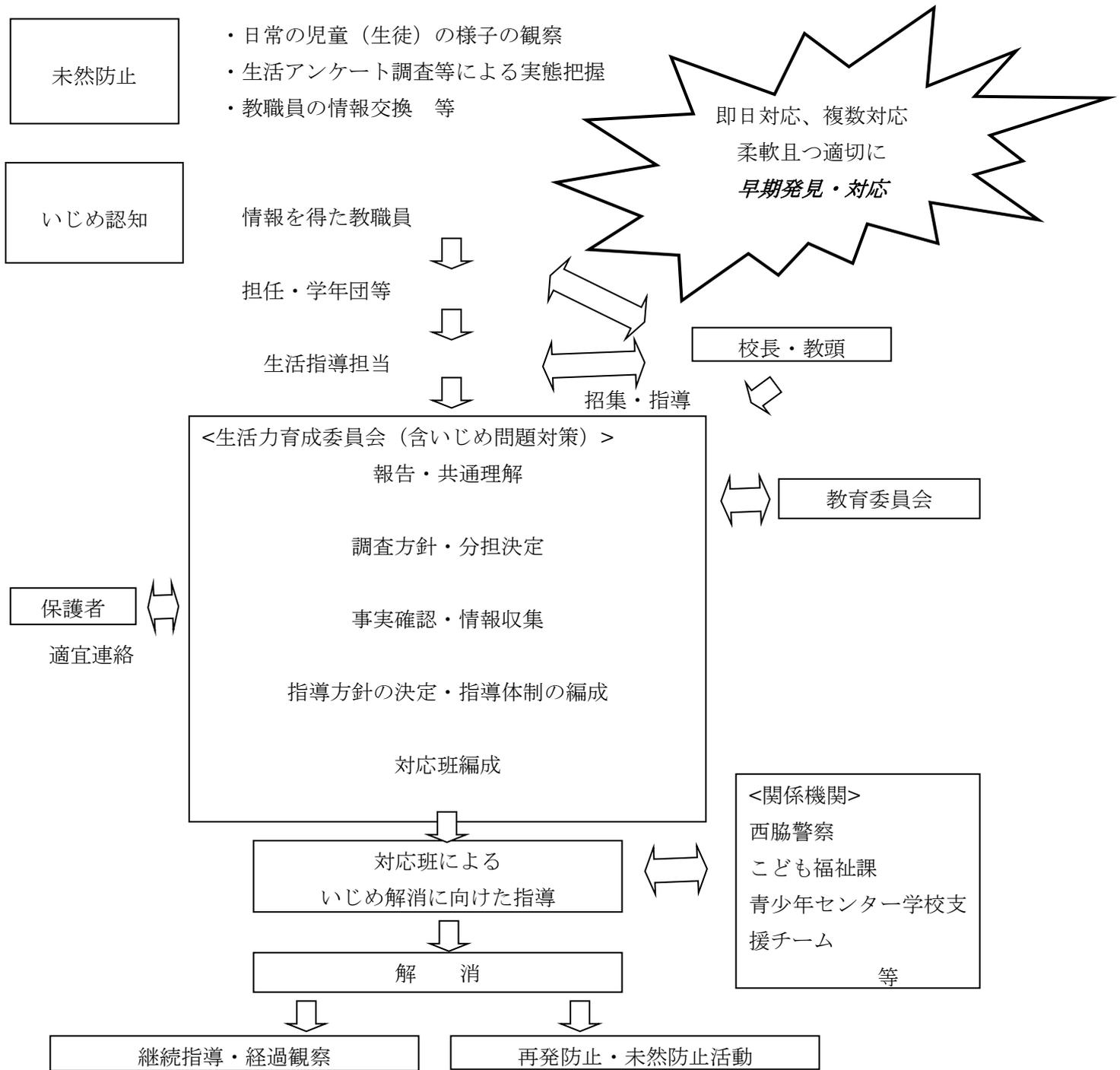
つぎ しつもん たい  
次の質問に対して、自分に当てはまるときには○を、当てはまらないときには×をつけてください。

項目	○×
1 学校が楽しいですか。	
2 困った時に相談できる人(家族、友だち、先生など)がいますか。	
3 安全にならんで登校できていますか。	
4 だれに対してもあいさつができていますか。	
5 時間を守って行動できていますか。	
6 持ち物はきちんとそろっていますか。	
7 掃除をきちんとしていますか。	
8 家で、ネットを使ってゲームをしたり、動画を見たりしますか。 (○と答えた人は9番へ、×と答えた人は10番へすすみます。)	
9 家で、ネットを使ってゲームをしたり、動画を見たりする時の約束がありますか。	
10 だいたい夜の10時までには寝ていますか。	
11 最近、学校でいやなことをされたり、言われたりしていますか。	
12 最近、一人の子に何人かがいじわるをしているところを見たことがありますか。	
13 最近、友だちや他の人にいじわるをしていますか。	
14 ① 生活の中で困っていることがありますか。(学校以外でもかまいません。)	
①で○と答えた人は、困っていることを自由に書いてください。	
15 生活の中でがんばっていることがありますか。あれば、自由に書いてください。	



(別紙4)

組織対応図



【生命又は身体等の安全がおびやかされるような重大事態の発生】

- 速やかに教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。教育委員会の支援の下、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決に当たる。
- 事案によっては、学年及び学校全ての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- 事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。